

# このような注文はありませんか？

- ・氏名や住所などを偽っている可能性がある
- ・購入の目的が業務の内容とあわない
- ・一般的な取引慣行でない現金支払いを希望する
- ・配送先を頻繁に変更する
- ・麻薬などの不正な製造に関与しているうわさがある

不審な取引があったときはこちら



各地方厚生(支)局麻薬取締(支所)部  
都道府県薬務課

麻薬等原料営業者は、販売する麻薬向精神薬原料が薬物の不正製造に使われると疑われるときは、その旨を国（都道府県）に届け出なければならないこととなっています（麻薬及び向精神薬取締法第50条の33第2項）

疑わしい取引の届出に関する詳しい情報は下記HPをご覧ください。

厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)

[http://www.nco.go.jp/report/pdf/report\\_8.pdf](http://www.nco.go.jp/report/pdf/report_8.pdf)

**疑わしい取引の届出にご協力を！**

## 麻薬及び向精神薬取締法

### 第五十条の三十三（事故等の届出）

麻薬等原料営業者は、その所有する麻薬向精神薬原料につき、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその麻薬向精神薬原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 麻薬等原料営業者は、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連する疑いがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められるときは、速やかにその旨及び厚生労働省令で定める事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の届出を受けたときは、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

### 疑わしい取引の具体例

#### 第1 取引相手に着目した事例

事業経歴に関する情報が全くない又はほとんどない顧客

名刺の提示等により会社、個人名を申し出るものの、住所、連絡先、業務内容等が曖昧で信頼性に乏しい顧客

複数の会社、個人を介した取引であることを申し出るものの、本来の業務内容を十分把握しておらず、依頼人に関する情報や購入目的が曖昧な顧客

不自然な貿易関係の会社を名乗り、取引を申し出る外国人又は日本人顧客

海外へ輸出することを強調し、単なる仲介者であることを申し出る外国人又は日本人顧客  
通常取引に必要な書面の提出を拒む顧客

質問に対する返答が曖昧で、麻薬等原料の取り扱いや事業の基本的知識に欠ける顧客

不審な点が多いことを理由に事業者側から取引を拒否、又は、商談の途中で不自然に取引の中止を申し出た顧客

#### 第2 取引内容に着目した事例

新規取引で、大量の注文(トン単位)がある場合

現金取引など、一般企業としての手続きを経ないような支払い方法で取引を申し出る場合

企業、個人の業種からみて、使用用途が逸脱していることが懸念される場合

使用用途と比較し、注文する量が著しく多いと判断される場合

#### 第3 搬送等に着目した事例

大量の注文であっても、ドラム缶(200L)単位ではなく、小分け(20L単位)した状態での搬送を要求する場合

搬送先が稼働していない会社の倉庫や個人宅の庭先等であり、取引会社との関連性が不明な場合

搬送の手段や搬送先を度々変更する場合

通常とは異なる表示や荷造りを要求する場合

名称	所在地	電話番号
北海道厚生局麻薬取締部	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎	011-726-3131
東北厚生局麻薬取締部	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	022-221-3701
関東信越厚生局麻薬取締部	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎17階	03-3512-8688
東海北陸厚生局麻薬取締部	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-6911
近畿厚生局麻薬取締部	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6336
中国四国厚生局麻薬取締部	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-227-9011
四国厚生支局麻薬取締部	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎4階	087-811-8910
九州厚生局麻薬取締部	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-472-2331
九州厚生局沖縄麻薬取締支所	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-854-2584

名称	所在地	電話番号
北海道医療政策薬務課	札幌市中央区北三条西6丁目	011-231-4111
青森県医療薬務課	青森市長島1丁目1-1	017-734-9289
岩手県保健衛生課	盛岡市内丸10-1	019-629-5467
宮城県薬務課	仙台市青葉区本町3丁目8-1	022-211-2653
秋田県医務薬事課	秋田市山王4丁目1-1	018-860-1407
山形県保健薬務課	山形市松波2丁目8-1	023-630-2333
福島県薬務課	福島市杉妻町2-16	024-521-7233
茨城県薬務課	水戸市笠原町978-6	029-301-3388
栃木県薬務課	宇都宮市塙田1丁目1-20	028-623-3119
群馬県薬務課	前橋市大手町1丁目1-1	027-226-2665
埼玉県薬務課	さいたま市浦和区高砂3丁目15-1	048-830-3633
千葉県薬務課	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2620
東京都薬務課	新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎21階	03-5320-4505
神奈川県薬務課	横浜市中区日本大通1	045-210-4972
新潟県医務薬事課	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5187
富山県くすり政策課	富山市新総曲輪1-7	076-444-3234
石川県薬事衛生課	金沢市鞍月1-1	076-225-1442
福井県医務薬務課	福井市大手3-17-1	0776-20-0347
山梨県衛生薬務課	甲府市丸の内1丁目6-1	055-223-1491
長野県薬事管理課	長野市南長野幅下692-2	026-235-7159
岐阜県薬務水道課	岐阜市藪田南2丁目1-1	058-271-5731
静岡県薬事室	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2413
愛知県医薬安全課	名古屋市中区三の丸3丁目1-2	052-954-6305
三重県薬務食品室	津市広明町13	059-224-2330
滋賀県医務薬務課	大津市京町4丁目1-1	077-528-3634
京都府薬務課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4790
大阪府薬務課	大阪市中央区大手前2丁目1-22	06-6941-9078
兵庫県薬務課	神戸市中央区下山手通5丁目10-1	078-362-3270
奈良県薬務課	奈良市登大路町30	0742-27-8664
和歌山県薬務課	和歌山市小松原通1丁目1	073-441-2663
鳥取県医療指導課	鳥取市東町1-220	0857-26-7203
島根県薬事衛生課	松江市殿町128番地	0852-22-5259
岡山県医薬安全課	岡山市北区内山下2丁目4-6	086-226-7341
広島県薬務課	広島市中区基町10-52	082-513-3221
山口県薬務課	山口市滝町1-1	083-933-3018
徳島県薬務課	徳島市万代町1-1	088-621-2233
香川県薬務感染症対策課	高松市番町4丁目1-10	087-832-3301
愛媛県薬務衛生課	松山市一番町4-4-2	089-912-2393
高知県医療薬務課	高知市丸ノ内1丁目2-20	088-823-9683
福岡県薬務課	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3287
佐賀県薬務課	佐賀市城内1丁目1-59	0952-25-7082
長崎県薬務行政室	長崎市江戸町2-13	095-895-2469
熊本県薬務衛生課	熊本市水前寺6丁目18-1	096-333-2242
大分県薬務室	大分市大手町3丁目1-1	097-506-2650
宮崎県医療薬務課	宮崎市橘通東2丁目10-1	0985-26-7060
鹿児島県薬務課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2804
沖縄県薬務衛生課	那覇市泉崎1丁目2-2	098-866-2215